

令和6年9月定例会一般質問(概要)

令和6年10月2日(水)
質問者:西野 弘一議員



大阪維新の会の西野弘一です。

1 万博イベントへの参加

いよいよ万博が近づいてきまして、この前も歌手の Ado さんにオープニングで歌っていただくということで、テレビで色々やっていました。今までテレビをつけたら万博の悪口ばかりでした

が、有名人がオープニングを務めるとなると、コメンテーターもさすがに悪口ばかり言われてられないという空気になっていると思います。

さらに、私の周りでも、祭りをやっている子たちが、だんじりを出すと言っていたり、バトントワリングのチームの方がそこで演技やダンスを披露します。色々なパビリオンを見に行く万博というのも魅力なのですが、今回は自分たちが見せに行く万博でもあるのかなと思っています。

このようにたくさんの方たちが万博イベントに参加することが万博の盛上げにつながり重要だと考えますが、万博推進局長の所見を伺います。

(万博推進局長)

- 万博で開催されるイベントについては、開会式などの公式行事や博覧会協会による主催者催事、自治体参加催事に加え、一般の民間企業や団体等が広く参加できる催事も用意されており、現在、協会の2次募集が行われているところ。
- 大阪府・市においても、「大阪ウィーク」として会期中に計約30日間にわたり、様々なイベントを市町村と一体となって開催することとしており、例えば、音楽やダンス等を披露する子どもたちや、大阪の祭り文化を継承する地域団体、食や観光・ものづくり企業など、多くの皆様に参加いただけるよう準備を進めている。
- 万博のさらなる盛上げに向けて、引き続き関係機関と連携しながら、しっかりと取り組んでいく。

見に行く万博も、見せに行く万博も、盛り上がって大成功に繋がると思っていますので、よろしくお願いします。

また、だんじりをする方は、だんじりを会場まで運ぶのにどれ位費用がかかるのかとか、だんじりを曳航するにはたくさんの方が必要だが、入場料を全員分払うのかなど色々心配があります。

質問はしませんが、皆さんの負担がないように調整いただくことを要望しておきます。

2 全国豊かな海づくり大会

全国豊かな海づくり大会について、伺います。

「海づくり」というと、漁港のある地域にスポットが当たります。例えば岸和田などが当たると思いますが、岸和田市長の永野さんも仰っていましたが、海沿いの地域だけでやっているのではなくて、今回は、内陸部というか、例えば東大阪のように、海のない地域も巻き込む。東大阪でしたら、海はないけど山や川はあり、そこから水が流れて行って大阪湾の色んなものを作っていくということですから、海の地域だけではなく内陸部の市町村も巻き込んだ大会にしたいと仰っていました。

また、過去の大会では天皇皇后両陛下がご臨席されています。

おそらく今回も行幸啓いただけるのではないかと考えています。
そこで大阪府の海づくりの取組みをご披露できれば、この上ない
光栄です。

については、内陸部の市町村からも大会への協力を得るための取
組みについて、環境農林水産部長に伺います。

(環境農林水産部長)

- 大阪湾の環境が府内の山や川の環境と密接に関連していることや、府民が大阪湾の恵みを楽しんでいることを踏まえ、全国豊かな海づくり大会の開催については、漁業関係者をはじめ、府内市町村や多くの関係者が一致協力していくことが重要と認識。
- このため、本年10月に設置予定の実行委員会には、水産、経済団体、報道などの関係団体に加えて、市長会、町村長会にも参画していただくこととなっている。さらに、府内全域で、河川や森林の保全、街の美化など、海づくりにつながる取組みが展開されるよう、府内全市町村が参画する機運醸成を協議する場の設置を検討している。
- 全国豊かな海づくり大会を通じ、多くの府民に大阪湾の大切さを理解いただけるよう、府内市町村と一層の連携を深める。

念願の大阪初の開催であり、水産業の振興と大阪湾の豊かな環境の保全・創出が両立する大阪らしい大会として、この大会を契機に、これまでにない新しい取組みが始まり、さらに水産業が発展していくことを期待いたします。

現在、大阪府においては、水産業を持続的に発展させるため、今年度末に最終年度を迎える「新・大阪府豊かな海づくりプラン」の

改定を行っていると聞きますが、今後の方向性について環境農林水産部長の所見を伺います。

(環境農林水産部長)

- 府としては、全国豊かな海づくり大会の開催に万全の態勢で臨むことはもちろん、大会を契機に大阪の水産業のさらなる発展につなげていくことが重要であると認識している。
- 今後の方向としては、大都市の立地を活かすことや最先端技術の導入により水産業の収益力を高めるとともに、新たな「海ビジネス」の創出に重点的に取り組んでいく。
具体的には、大阪湾の水産資源の分布状況をICT技術を活用して見える化し、効率的な漁獲と資源管理を両立することや、増えつつある陸上養殖を対象に品質向上に向けた技術導入を後押ししていく。
さらに、マルシェや牡蠣小屋などの魅力向上を図り、インバウンドなどの誘客により漁港のにぎわいづくりを進める。
- 今後、漁業者や有識者の意見も聴きながら、今年度中に次期プランをとりまとめるとともに、全国豊かな海づくり大会を通じ、大阪の水産業がより一層発展していくよう取り組んでいく。

今は暑いので牡蠣小屋のイメージがわからないのですが、寒くなってきたら私も行ってみたいと思います。

大阪の水産業を大きく発展させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

3 府営東大阪春宮住宅の活用地

府営東大阪春宮住宅の活用地について、伺います。

府営東大阪春宮住宅の活用地は、大型商業施設へ定期借地契約されていましたが、令和3年3月に商業施設が閉店し、令和4年12月に大阪府へ更地返還されました。

当該活用地の隣接地には、大阪モノレールの（仮称）荒本駅が建設される予定です。ちなみに、駅名については、去年の一般質問で、質疑させていただきましたが、私は違う駅名がいいと思っています。

地元では、当該活用地の有効活用により（仮称）荒本駅周辺の更なる発展に寄与することが期待されています。

当該活用地については、「大阪の中核拠点の一翼を担うにふさわしい、にぎわいとゆとりが調和した人々が集う新たな駅前拠点」を目標に、令和5年度に開発事業者の公募が実施されましたが、1者の応募しかなく、また審査により事業予定者は「該当なし」という結果でした。

応募があった事業者の計画提案が採用されなかった理由として、公募条件として求めていた、にぎわいの創出の観点などでの提案内容が不十分だったと聞いています。

私は、当該活用地において、にぎわいを創出するためには、大阪市内からでも訪れたいくなるような特徴のある施設を誘致してもらいたいと考えています。

現在、再公募に向け、東大阪市など関係者との協議調整を進めていると聞いていますが、先の公募では、にぎわいの創出に係る公募条件はどのようなものだったのか。また、再公募において、にぎわいの創出の観点で魅力的な提案がなされるよう、どのように取り組んでいくのか、都市整備部長に伺います。

(都市整備部長)

- 令和5年度に実施した公募では、商業機能の導入を必須としたうえで、にぎわいの創出に係る公募条件として、
 - ・ 来訪者の増加や交流・滞留を促し、外部に開かれた複合施設
 - ・ 来訪者等が楽しんで回遊したくなる歩行者空間やスポットなどの提案を求めていた。
- 再公募に向けては、都市計画の変更のほか、にぎわいの創出に関して導入を期待する施設を例示するなど、公募条件をより具体化すること等についても、東大阪市と協議を行っているところ。
- 引き続き、市と連携し、魅力あるまちづくりの実現に努めていく。

私は、賑わいと言えれば若い世代、子連れの世代とかが親子で一緒に遊びに来て子どもがきゃあきゃあ楽しんでいる施設というイメージがあります。東大阪のこの地域の周りの人だけが買い物に

来てちょっとそこでお茶するというのではなくて、遠い所からでも来ていただける所がいいと思います。

この質問をするのに、インターネットで「子連れ、大阪、お出かけ、ランキング」とかで調べてみたのですが、同規模の大きさの場所でも、ランキング上位に入っている所が結構ありました。残念ながら東大阪にある施設はランクインしていませんでしたが、そういうものも見ていただいて、イメージを高めていただいたらと思っています。子どもたちの賑やかな声が聞こえるような施設をぜひ誘致していただきたいと要望しておきます。



4 医師の時間外労働

前にも伺いましたが、「医師の働き方改革」について、伺います。

今年4月に「医師の働き方改革」関係の法令が施行され、医療機関に勤務する医師の時間外・休日労働時間の上限規制等の適用が始まりました。大阪府内の各医療機関は、医師の勤務環境改善に向けた取組みを進めているものと思いますが、上限規制により、土曜診療の取り止めや外来診療時間の縮小など、地域医療提供体制に影響が出ることを懸念しています。

今年度、大阪府において医師の働き方改革の法施行による診療体制への影響等の調査を実施したとお聞きしました。

そこで、この調査内容について、健康医療部長に伺います。

(健康医療部長)

- 本年4月にスタートした医師の働き方改革は、医療機関が医師の勤務環境を改善し、医療提供体制を確保しながら進めることが重要と認識。この制度見直しにおける診療体制への影響や医師の長時間労働の状況等の実態把握のため、本年7月に府内の全病院、有床診療所、休日夜間急病診療所の735機関を対象に調査を行い471機関から回答があった。
- 調査の結果、診療体制の縮小やその予定があると回答した医療機関が27機関あり、そのうち15機関は、地域での連携等により医療提供体制の確保が見込めると回答したが、残る12機関は確保が困難または不明であった。
また、長時間労働の状況については、年間の時間外・休日労働時間の上限規制を超えるおそれがあると回答した医療機関が34機関あった。
- 今後、これら課題のある医療機関に対して、大阪府医療勤務環境改善支援センター

の相談員が個別訪問等によりヒアリングを行い、きめ細やかな支援、助言等を行っていく。

今回の調査では、診療体制の縮小は一部の機関にすぎないということでしたが、上限規制を超えるおそれのある医療機関が今後増加し、診療体制を縮小していくことも考えられ、今は地域医療提供体制が確保できていても、これから影響が出ることで、患者・府民に対して提供される医療の質・安全の確保が脅かされることがあってはいけないと考えます。

また、医師の派遣引き揚げ等による地域医療提供体制への影響も懸念しています。こういった影響を最小限にとどめていくために、医療機関の勤務環境改善のより一層の促進や、地域医療の確保に不可欠な医師派遣の引き揚げ抑止に向けて、大阪府がしっかりと支援していく必要があると考えています。

今後、どのように支援していくのか、伺います。

(健康医療部長)

- 府内の医療機関において、安全で安心な医療を提供する体制を確保しつつ、医師の働き方改革を進めていくためには、「働きやすい環境の整備」と「医師の確保」を両輪として、医療機関での取組みを支援していくことが求められている。
- そのため、労働時間短縮につながるICT機器の導入等に対する財政支援の拡充や子育て世代医師の復職支援など、勤務環境改善への更なる支援を実施する。
また、地域の医療機関に継続的な医師の派遣が行われるよう、新たに派遣元の大学

病院等へ財政支援を行うこととしており、今議会において必要となる補正予算案を提出しているところ。

- 今後とも、毎年度、医療機関の取組み状況を把握しつつ、個々の課題解決を行い、持続可能な地域医療提供体制が確保されるよう、積極的な支援を行っていく。

引き続き医療機関の実情や医療現場の声をしっかりと聴きながら、支援いただきたいと思います。

パネルをご覧ください。医師の時間外労働の上限規制ですが、実はA B Cに大きく分けられています。

医師の時間外労働の上限規制 (2024・4～)

医療機関に適用する水準	年の上限時間
A (一般労働者と同程度)	960時間
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了
B (救急医療等)	
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間
C-2 (高度技能の修得研修)	

1

病院の機能等によって分けられており、Aの病院は年の上限が960時間で、ほかの職種・業態の上限と一緒にですが、BやCの病院

は 1,860 時間です。単純に 1 日辺りに換算しますと、時間外労働の時間が 8 時間です。

もともと働き方改革を国でやり始めた時に、労働政策審議会で色々な議論はあったのですが、その時は皆が 2,000 時間以上働いているから問題だと言っていた中で法律ができて、時間外の上限規制が 2,000 時間。働いていいのがその倍というのは、一体どこが働き方改革なのかと思っています。この法律は本当に矛盾だらけです。

医療と建設業と運送業がしばらく規制の対象外で、今年から 2024 年問題と言われているように規制の対象になりましたが、そういう所で働く人が私の周りにもたくさんいます。皆もっと働きたいと言っていますが、この規制がかかっているので働けない。雇っている方ももっと働いてほしいけれども働かせられないと言っていて、誰もハッピーじゃないのです。

働きたくない人は働かなくてもいいですが、日本の繁栄を支えてきたのは、働いてなんぼで頑張ってきたからじゃないかと思っています。この法律ができたおかげで、皆怒って悲鳴を上げています。色んな現場で困っている問題があり、先ほど部長とも議論させていただきましたが、自治体はそのフォローをしていかなければ

ばならないという状況になっています。

私たちももっと声を上げていかなければなりません、大阪府には引き続きフォローや、この矛盾だらけの法律のために困っておられる皆さんを助けていっていただきたいと、改めて重ねてお願い申し上げます。

5 超過課税の在り方

次に、超過課税の在り方について、伺います。

大阪府が実施している超過課税のうち、法人府民税均等割については大阪経済の成長に向けた施策の推進のためとして、平成13年に創設され、以降、適用期限が来るたびにその時々の財政状況、施策の必要性を踏まえて延長され、次の期限は令和6年度末となっています。

一方で、決算剰余金については令和4年度に182億円、令和5年度見込みで133億円あり、令和4年度までは減債基金と財政調整基金に半分ずつ編入していましたが、減債基金の復元が完了したことに伴い、令和5年度以降は全額が財政調整基金に編入されることとなったため、財政調整基金残高見込は令和6年度末で1,703億円と目標積立額1,400億円をはるかに超えています。ま

た、税収についても、令和5年度決算見込みで過去最高額となっています。

今後もこのような状況が見込まれるのであれば、廃止も含めて検討すべきではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

(知事)

- 法人府民税均等割の超過課税については、令和6年度当初予算で約55億円を見込んでおり、一般財源ベースで約173億円の商工労働費のほか、大阪の再生・成長に向けた新戦略に係る予算に重点的に活用しているところ。
- 今年度末に適用期限が到来するが、物価や金利の上昇がみられ、義務的経費が増加傾向にある府の財政状況のもとで、行政サービスを安定的に供給するとともに、大阪の成長を実現させるための貴重な財源であることを踏まえ、延長の可否について判断してまいる。

減債基金の復元も終わりましたし、財政調整基金もしっかりと積みあがっていますので、そろそろ次のステージに向かっていてもいいのではないかと思います。今後の推移も含めて慎重に考えて延長の可否をご判断いただきたいと思います。

これをもって質問を終了いたします。

ご清聴ありがとうございました。